

狩猟免許申請に係る医師の診断書について

医師の皆様へ

日頃、本県の鳥獣行政の推進に、格別の御配慮をいただきありがとうございます。

さて、狩猟免許試験（網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟）の申請にあたっては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」の規定により、申請者の欠格事由となる病症等の確認のため、「医師の診断書」の添付が必要です。

診断書を必要とする類似手続としては、警察署への「銃砲刀剣類所持取締法（銃刀法）」による銃所持許可（ライフル銃、散弾銃、空気銃等）申請がありますが、こちらに関しては精神保健指定医等による診断書が求められているところです。

一方、狩猟免許申請時の診断書に関しては、これまでどおり、精神保健指定医以外の医師の皆様でも診断書の作成が可能となっております。

つきましては、精神保健分野の専門医でない医師の皆様におかれましても、診断書の発行に御理解、御協力をお願いいたします。

< 猟銃等所持許可制度と狩猟免許制度の違い >

区分	猟銃等所持許可	狩猟免許
根拠法令	銃刀法	鳥獣保護管理法
制度の概要	狩猟や射撃のためにライフル銃、散弾銃、空気銃等の銃器を所持するために必要な許可	狩猟を行うために必要な資格（狩猟免許：網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許の4種類）
申請先	都道府県公安委員会	都道府県知事
欠格事由の確認のために必要な診断書の要件	精神保健指定医、精神科・心療内科・神経内科等を標榜し、2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する医師、かかりつけの医師（証明が必要）のいずれかが作成した診断書 ※詳細は警察署にお問い合わせください。	指定医や専門医の規定なし（歯科医師を除く）

お問い合わせ先

静岡県くらし・環境部環境局 自然保護課

電話番号 054-221-2719